

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：34504
 研究種目：基盤研究(C)（一般）
 研究期間：2018～2021
 課題番号：18K01929
 研究課題名（和文）国際政治における環境変化の「経済の脱グローバル化」と財務報告規制の政治・経済分析

研究課題名（英文）Political and economic analysis of the phenomenon of "economic de-globalization" of environmental changes in international politics and financial reporting regulations

研究代表者
 杉本 徳栄（SUGIMOTO, Tokuei）
 関西学院大学・経営戦略研究科・教授

研究者番号：50206695

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：近年の国際政治における環境変化（英国のヨーロッパ連合（EU）離脱（ブレグジット（Brexit））決定と米国大統領選挙でのドナルド・トランプ（Donald Trump）氏の勝利など）が、金融市場（資本市場）への信任、経済成長および財政的安定を支える財務報告やその規制に及ぼす影響について検討した。

とくに、英国のブレグジットと米国大統領の政治任用がもたらす財務報告規制、財務報告と国際財務報告基準（IFRS）開発、IFRS財団のガバナンス構造とIFRSのエンドースメント・メカニズムへの影響などについて解明している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

グローバル金融資本主義へと方向付けた英米の「特別な関係」の歴史は古く、長い。近年の英国と米国にみられる国際政治における環境変化は、脱グローバル化を象徴する事象であり、グローバルな財務報告に及ぼす経済的影響は計り知れない。世界経済や金融が不安定になれば、グローバルな財務報告とその基準開発にも影響が出る。脱グローバル化によって国際レジームにおける英国と米国の役割、国際機関での政治力学の変化を見極め、今後の財務報告の経済的意義や経済的帰結などを検証する意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：I examined the effects of recent environmental changes in international politics (such as the withdrawal of the United Kingdom from the European Union (Brexit) and Donald Trump's victory in the US presidential election) on the confidence in financial markets (capital markets), and the financial reporting and its regulation that support economic growth and financial stability.

In this research, I elucidated the effects of the Brexit in the UK and the politics of presidential appointments in the US on financial reporting regulations, developments of the international financial reporting standards (IFRS), the governance structure of the IFRS Foundation, and the endorsement mechanism of IFRS.

研究分野：会計学

キーワード：脱グローバル化 英国のEU離脱（ブレグジット） 政治任用 証券取引委員会（SEC） 財務報告評議会（FRC） IFRS財団 国際会計基準審議会（IASB） 国際財務報告基準（IFRS）開発

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

英国と米国などの同盟国(アングロサクソン同盟)が主導してきた「世界経済の秩序」は、繁栄と金融の安定に大きな役割を果たしてきた。しかし、2008年の世界金融危機以降、この世界経済の秩序に疑念を持つ人々が増え、無秩序の危機に直面している。各政権の内向き志向がリスクを助長し、英国のブレグジット(Brexit)の決定や米国大統領選挙でのドナルド・トランプ(Donald Trump)氏の勝利とその政策(例: 巨大貿易圏構想からの離脱)などは、世界経済の秩序に対する挑戦でもあり、世界的な転換期を象徴している。「グローバリズムに対する反発」、「経済の脱グローバル化」や「秩序ある脱=世界化」といった言葉がこれを言い表している。

グローバル金融資本主義へと方向づけた英米の「特別な関係」(Special Relationship)の歴史は古く、長い。世界経済や金融が不安定になれば、グローバルな財務報告とその基準開発にも影響が出る。英国政府がブレグジットの政策的意義を検討する際に、財務報告の経済的重要性を認識する必要性は高い。これまでに英国は国際財務報告基準(IFRS)の基準開発においてその理論的根拠の裏付けなどで重要な役割を果たしてきた。それだけに、まずは、ヨーロッパ連合(EU)との離脱交渉が停滞し、経済活動の混乱リスクを抱えるが、ブレグジットの政策的意義とともに、ブレグジット後の財務報告の経済的意義や経済的帰結を検証する必要がある。

米国の新政権下では、世界金融危機を契機に制定された金融規制改革法(ドッド=フランク法)が定める規制のほとんどを撤廃して「金融選択法」(The Financial CHOICE Act)案を軸に進む。金融規制機関の人事異動の検討を含む、金融規制の枠組みの転換が企図されるなかで、米国もブレグジットによる財務報告規制とIFRS開発への影響を無視できない。

英国のテリーザ・メイ(Theresa May)首相は、国民投票の結果を受けて、2017年3月29日に「EU基本条約」(リスボン条約)第50条によるEU離脱に向けた2年間の交渉手続きを発動した。英国議会では、離脱に備えた、EU法を国内法に置き換える「廃止法案」の本格審議も始まる。ブレグジット後、EU法での英国に対する法人所得税の免除措置等が撤廃され、財務報告への影響が大きな懸念となっている。2017年2月に開催されたIFRS財団評議員会でもブレグジットへの対応が議題となり、英国政府からの支援体制は不変であるとするものの、今後もIFRS財団がロンドンを本拠とし続けることが適切か否かを検討する必要が生じると報告された。

一方、米国のトランプ大統領は、財界首脳との会合(2017年4月11日)で、世界金融危機を契機に制定した金融規制改革法のほとんどの規制を撤廃すると表明した。金融規制改革法は証券取引委員会(SEC)や連邦準備理事会(FRB)等の独立規制機関が管轄しており、大統領が一方的に撤廃できず、議会による法律改正を必要とする。この金融政策は「金融選択法」案を軸に展開され、当該法案の下院議会通過(6月8日)、大統領令で指示した財務長官による制度改革に関する報告書の第一弾の取りまとめ(6月12日)などが進む。SEC等による規制は、費用対効果分析をもとにした措置が求められる。IFRSを含む財務報告の規制措置も例外ではない。

「特別な関係」で「世界経済の秩序」を主導した英米での国際政治における環境変化への対応とその実態はもとより、この環境変化から影響を受ける財務報告とその規制の精緻な実態・実証分析から、世界の転換期の「会計と政治過程」の実態を明らかにする意義は大きい。

2. 研究の目的

本研究の目的は、英米の「特別な関係」のもとで、世界経済の秩序やグローバル化に対する挑戦として捉えられる英国のブレグジットと米国のトランプ大統領による金融・経済政策がもたらす財務報告の政治・経済的意義の重要性を認識し、その経済的帰結を分析・検証し、世界金融危機以降のグローバルな目標である「単一で高品質な国際基準」(a single high-quality global standard)の策定への関与と規制措置のあり方について解明することにある。英米での国際政治における環境変化による財務報告規制への影響について政治・経済分析を遂行する。

3. 研究の方法

本研究では、構築したデータベースの拡張・更新、議会議事録をはじめとする第一次資料の収集および関係機関への実態調査と面談調査を行なったうえで、次の3つの視点からこれまでの研究を拡張し、更なる調査・分析を行なう。

(1) 視点1(研究課題(a)):

英国のブレグジット後の財務報告とIFRS開発に関する政治・経済分析

(2) 視点2(研究課題(b)):

米国の政治任用とシンクタンク活動による財務報告規制への政治・経済分析

(3) 視点3(研究課題(c)):

IFRS財団のガバナンス構造とエンドースメント・メカニズムへの影響に関する政治・経済分析

4. 研究成果

ブレグジットが英国の財務報告に及ぼす影響の研究は緒に就いたばかりで、たとえばイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）の報告書（Brexit: Implications for Financial Reporting, September 2017）などに限られる。本研究課題の成果を通じて、この報告書での「3つの選択肢」や「16の勧告」を踏まえて、ブレグジットによる財務報告への経済的影響と財務報告評議会（FRC）の役割およびIFRS財団や欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）への政治力などを検討し、明らかにした。

加えて、米国の新政権による金融・経済政策も混迷しており、新政策による財務報告の規制措置と大統領の政治任用の影響分析なども未踏の課題である。

（1）視点1（研究課題（a））：「英国のブレグジット後の財務報告とIFRS開発に関する政治・経済分析」の研究成果

メイ首相（当時）が1年間で3度も試みて失敗したEU離脱協定案の英国議会承認を、ボリス・ジョンソン（Boris Johnson）首相は戦術を繰り出しながら、2020年1月23日に新たな「EU離脱協定法」を成立させた。ヨーロッパ議会とEU理事会（閣僚理事会）がこの離脱協定案を承認したことで、英国とEUのそれぞれの批准手続きが完了している。離脱協定に基づき、1月31日午後11時（EU本部のあるブリュッセルの時間帯である2月1日午前0時）に英国はEUから離脱した。当初の離脱期限であった2019年3月31日から、実に3度に及び離脱期限の延長要請による英国のEU離脱の実現である。

英国のEU離脱が実現したことに伴い、離脱協定によって移行期間（2020年1月31日午後11時から12月31日午後11時まで）が設けられた。この移行期間の最大の懸案は、先送りされた英国とEUの外交や自由貿易協定（FTA）の締結・発効などの新協定の締結の実現可能性である。

EU離脱による英国の財務報告のあり方も、この移行期間を軸に制度設計が図られてきた。これまでの関係機関での聞き取り調査を踏まえた、その後の研究調査などにより、英国のEU離脱後の財務報告に関する規制、とくに英国議会（上院・下院）でのIFRSの適用に関わる規制（行政委任立法（制定法文書）2019年第685号「2019年国際会計基準およびヨーロッパ公開有限責任会社（修正等）（EU離脱）規則」）の制定までの審議内容とその実態などについて明らかにした。この研究成果である「英国のEU離脱後の財務報告基準」は、『週刊 経営財務』（No.3467、2020年7月27日）に掲載された。

なお、本研究を進めるなかで、視点1での研究課題（a）は視点3での研究課題（c）とも相互に密接に関わり、両視点から重層的かつ体系的に学術研究を展開している。この展開から得られた新たな知見の具体的内容については、下記の視点3（研究課題（c））において記している。

（2）視点2（研究課題（b））：「米国の政治任用とシンクタンク活動による財務報告規制への政治・経済分析」の研究成果

「会計と政治」は、基本的には、会計の枠内における会計と政治と、会計の枠外における会計と政治がある。会計の枠内における会計と政治は、会計基準の開発・設定プロセスにおいて、関係者の思惑がぶつかり合うなかで、自己に有利な会計基準になるようにロビイング活動などで誘導ないしは圧力をかけるというものである。「ポリティカル・スタンダード」（Political Standards）や狭義の「会計の政治化」といわれてきたものである。一方、会計の枠外における会計と政治は、新たな社会経済事象ないし政治事象が、会計制度設計や基盤整備などを誘発し、影響を及ぼすというものである。

会計の枠内における会計と政治のこれまでの研究成果は数多い。これに加えて、会計の枠外における会計と政治の環境変化の要因を日本版ビッグバン（金融制度の抜本改革）、アジア通貨・金融危機および世界金融危機に求め、日本や米国の会計制度設計に政治ファクターが存在することを明らかにした。これは、IFRS導入と政治との結び付きなどを明らかにしたものであり、日本会計研究学会（JAA）第77回全国大会の統一論題報告・討論で報告するとともに、「会計制度設計における政治ファクターとその影響」（『會計』第195巻第1号、2019年1月）として研究成果を公表した。

また、米国の財務報告規制のなかで、委員長を含むSECコミッショナーの大統領による政治任用について、またオバマ大統領の民主党政権下とトランプ大統領の共和党政権下でのIFRS適用問題（米国の発行体についての財務報告制度にIFRSを組み込むこと）への対応および両者の関係について、第一次資料などの整理を通じて、その実態と特徴などを明らかにした。この研究成果は、「SECコミッショナーの政治任用とIFRS適用問題」（『商学論究』第66巻第4号、2019年3月）として公表している。

リーマン危機後に金融規制を強めたオバマ政権と当該金融規制を緩和したトランプ政権に如実にみられるように、政権政党が取る経済政策や金融規制には違いがある。いずれも大統領の政治任用による人材登用のあり方にも深く結びつく。

投資家、財務諸表作成者、監査人および学識経験者などは、企業の外部報告プロセスに貢献してきたが、SEC主任会計士室ほど企業のビジネスレポーティング（事業報告）に最も影響を及ぼしてきたグループはないと言われている。また、SEC主任会計士室の主任会計士は、SEC委員長によって登用される。

これを踏まえて、財務報告を含む会計・監査の規制の中核である SEC 主任会計士室並びに主任会計士の役割と実態を紐解き、規制当局ないし監督当局としての SEC が米国の財務報告制度で直面する課題などについて明らかにした。この研究成果として取りまとめたものが「投資家のための米国財務報告制度と SEC 主任会計士室の改革」であり、『会計』(第 200 巻第 6 号、2021 年 12 月)に掲載された。

(3) 視点 3 (研究課題 (c)): 「IFRS 財団のガバナンス構造とエンドースメント・メカニズムへの影響に関する政治・経済分析」の研究成果

2019 年 10 月 1 日・2 日にロンドンで開催された会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) の第 1 日目の会議で、「英国における動向」が議事に取り上げられた。その主たるトピックは、監査・財務報告・企業統治監督機構 (ARGA) による FRC の代替と、英国の EU 離脱 (ブレグジット) 後の IFRS のエンドースメントの提案についての 2 点である。

第 2 のトピックである「英国の EU 離脱 (ブレグジット) 後の IFRS」について、英国のビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) と FRC の代表者が紹介した「英国における動向」の内容は、端的には次の 3 点である。

EU が採択した現行の IFRS を EU 離脱日時点で凍結すること

IFRS をエンドースメントして採択する EU の欧州委員会 (EC) の権限を、英国の EU 離脱後は BEIS の国務大臣に暫定的に移管すること

英国でこれらの権限をエンドースメント・アドプション審議会に再委任するメカニズムを設ける法制が整備済みであること。また、政府や規制当局から独立したその英国会計基準エンドースメント審議会 (UKEB) への国務大臣からの権限委任については別途規則等が制定される予定であること

この「英国における動向」に着目し、英国の EU 離脱後の財務報告に関する規制、とくに IFRS の適用とエンドースメント・メカニズムのあり方、および、それに関わる法制などについて、これまでの経緯を含め、その実態と方向性などについて明らかにした。この研究成果は、「EU 離脱後の英国のアドプション・メカニズム」(『会計』第 198 巻第 2 号、2020 年 8 月)として公表した。

視点 1 (研究課題 (a)) と視点 3 (研究課題 (c)) は密接に関係しているため、その問題について重層的に検討も行なっている。

制度化された「英国採択国際会計基準」は、英国上場企業にその使用を義務づけており、EU 離脱の移行期間後に開始する会計年度から連結財務諸表を作成する際に用いられる。これらを含む規制の拠り所は、英国で 2019 年 3 月 26 日に制定された、いわゆる「2019 年 EU 離脱規則」として知られる行政委任立法 (制定法文書) 2019 年第 685 号「2019 年国際会計基準およびヨーロッパ公開有限責任会社 (修正等) (EU 離脱) 規則」である。

EU 離脱後、英国で使用するための国際会計基準のアドプションについての責任や英国で採択された国際会計基準などについては、法体系上、端的には次のような建付けになっている。

「2006 年英国会社法」により、グループ (企業集団) 計算書類 (いわゆる連結財務諸表) は離脱日における英国で使用するためにアドプションされた国際会計基準に従って作成すること (第 403 条第 1 項)

「2019 年 EU 離脱規則」により、英国で用いる国際会計基準をエンドースメントしアドプションする職務ないし権限は、BEIS の国務大臣に与えられていること (第 5 条、第 6 条第 1 項)

このうち どの関わりで、「2019 年 EU 離脱規則」は、エンドースメントとアドプションが完全に機能すれば、国務大臣のこれらの職務ないし権限は、「指定された機関」に委任することも当該規則に盛り込まれている。この「指定された機関」こそ、2021 年 3 月 26 日に設立された「UKEB」という名の権利能力なき社団 (非法人組織) である。

EU 離脱後、移行期間も含み、UKEB が「指定された機関」として運営されるまでの動向とその舞台裏を、英国議会での制度化に向けた審議なども分析し、ブレグジットが、英国の新たな財務報告のメカニズムにもたらした影響をより鮮明に解明した。この分析から、英国が財務報告に際して国際会計基準を使用する構図は、EU 加盟国のときと実質的に変わらず、また UKEB は EU の EFRAG と同じ機能を有することを導き出した。この研究成果は、「英国会計基準エンドースメント審議会 (UKEB) の機能と構図 - 独立性と説明責任 - 」(『週刊 経営財務』No.3529、2021 年 11 月 1 日)として取りまとめている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 杉本 徳栄	4. 巻 No.3467
2. 論文標題 「英国のEU離脱後の財務報告基準」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『週刊 経営財務』	6. 最初と最後の頁 20-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本 徳栄	4. 巻 第198巻第2号
2. 論文標題 「EU離脱後の英国のエンドースメント・メカニズム」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『会計』	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本 徳栄	4. 巻 第195巻第1号
2. 論文標題 「会計制度設計における政治ファクターとその影響」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『会計』	6. 最初と最後の頁 64-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本 徳栄	4. 巻 第66巻第4号
2. 論文標題 「SECコミッショナーの政治任用とIFRS適用問題」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『商学論究』	6. 最初と最後の頁 213-232
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本 徳栄	4. 巻 No.3529
2. 論文標題 「英国会計基準エンドースメント審議会（UKEB）の機能と構図－独立性と説明責任－」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『週刊 経営財務』	6. 最初と最後の頁 10-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本 徳栄	4. 巻 第200巻第6号
2. 論文標題 「投資家のための米国財務報告制度とSEC主任会計士室の改革」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『會計』	6. 最初と最後の頁 71-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 杉本 徳栄
2. 発表標題 「会計制度設計における政治ファクターとその影響」
3. 学会等名 日本会計研究学会 第77回全国大会 統一論題報告・討論（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 杉本 徳栄	4. 発行年 2023年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 -
3. 書名 『会計規制の政治学』（仮題）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 国際会計研究学会 第38回研究大会（特別企画講演）	開催年 2021年～2021年
-------------------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------